

藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入等を支援するため、予算の範囲内において藤沢市初期投資促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。）、神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和7年7月7日施行。以下「県実施要綱」という。）及び藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県実施要綱第13の1の各号の規定に該当する者
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業内容は、県実施要綱第13の2の(1)に定める取組であって、且つ当該補助金以外の国の補助金の対象として整備するものではないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

2 県実施要綱第13の2の(3)に定める基準を満たすもの。

(交付金額等)

第4条 交付金額は、補助対象事業費の3/4以内（千円未満は切り捨て）とする。

2 補助対象事業費の上限額は1,000万円（藤沢市経営開始資金の交付対象者の場合は500万円）とする。

3 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、前項の補助対象上限額に1.5を乗じて得た金額を上限額（1円未満は切り捨て）とする。

(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を夫婦とともに所有し、又は借りていること。

(3) 夫婦ともに目標地図に位置付けられた者等となること。

(事業計画等の承認申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画に初期投資促進事業申請追加資料（第1号様式）を添付したもの（以下「初期投資促進事業計画等」という。）を作成の上市長に提出し、承認を得なければならない。

(事業計画等の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、内容について審査し、県実施要綱第13の5の(2)により県に承認を受けた市町村世代交代・初期投資促進事業計画に基づくものと認められる場合は承認する。審査の結果は、初期投資促進事業計画等の承認通知（第2-1号様式）、又は初期投資促進事業計画等の不承認通知（第2-2号様式）により通知するものとする。

(事業計画等の変更申請等)

第7条 前条の承認を受けた者は、初期投資促進事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、第5条の手続きに準じて、市長に計画の変更を承認申請する。

2 前条の規定は、前項に規定する申請の場合に準用する。

(補助金の交付申請)

第8条 第6条の規定により承認を受けた者は、藤沢市初期投資促進事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付すべき書類のうち、市長が必要ないと認めるものについては、その記載又は添付を省略することができる。

(1) 収支予算書（第4号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税

相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象事業費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、藤沢市初期投資促進事業補助金交付決定等通知書（第 5 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第 1 0 条 交付対象者（前条の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、補助事業に着手するときにあたっては、前条の規定による補助金の交付決定通知後に行うものとする。

2 交付対象者は、補助事業に着手するときにあたっては、事業着手届（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了届及び実績報告）

第 1 1 条 交付対象者は、初期投資促進事業計画等に記載された取組を完了した場合は、事業完了届（第 7 号様式）及び初期投資促進事業実績報告（第 8 号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第 1 2 条 補助金は、前項に規定する事業完了届及び実績報告の提出を受けて、市長が補助事業の完了を確認した後に支払うものとする。

2 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、藤沢市初期投資促進事業補助金請求書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第 8 条第 2 項のただし書きの規定により、交付の申請をした者は、前項の請求書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 1 3 条 交付対象者は、前条第 2 項の規定による請求書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、藤沢市初期投資促進事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第 1 0 号様式）により、すみやかに市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（備付帳簿）

第 1 4 条 交付対象者は、当該補助金に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 1 0 年間保管整備しておかなければならない。

（財産の管理運営等）

第 1 5 条 交付対象者は、整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、次に掲げる方法により適正に管理運営しなければならない。

（ 1 ） 交付対象者が整備した機械・施設等の処分を制限する期間（以下、「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数を準用する。

（ 2 ） 交付対象者は、機械・施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳（第 1 1 号様式）を備え置かなければならない。

（ 3 ） 交付対象者は、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存しなければならない。

（ 4 ） 交付対象者は、（ 3 ）で作成した機械・施設等の管理運営日誌、利用簿等を各年度に一度市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天

災その他の災害により被害を受けたときは、災害報告書（第 12 号様式）により直ちに市長に提出しなければならない。

- 3 交付対象者は、整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ増改築等届（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第 16 条 交付対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

（補則）

第 17 条 市長は、補助金が適切に実施されたかどうか及び補助金の効果を確認するため、交付を受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又は、現地への立入調査を行うことができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 20 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 8 日より施行する。

第1号様式（第5条関係）

初期投資促進事業申請追加資料

年 月 日

藤沢市長

住所：

氏名：

（生年月日） 年 月 日： 歳）

初期投資促進事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。

なお、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。）、神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和7年7月7日付け農振第1239号）及び藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組

※ 実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		実施
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	
		③ ①の地域サポート計画の支援分野の全て※ ¹ について、担当機関・部署が明確になっている	
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP認証（第三者認証）を取得する	
4	所得	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	
5	家族経営協定を書面で締結している※ ²		
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		
7	データを活用した農業を実践する		
8	農業経営を法人化する		

・ 目標として行う項目（No. 3、4、7及び8）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うこととし、実施予定年度を併せて記載すること。

※¹ 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※² 家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

県実施要綱第13の1の(5)の場合

目標とする取組	現状（令和〇年）	目標（令和〇年）
☐ 所得の10%以上増加 ☐ 売上の10%以上増加 ☐ 付加価値額の10%増加 ☐ 生産コストの10%減少	円	円 (割合：　　%)

2 事業の概要

別添のとおり

事業着工（予定） 年 月 日
 事業完了（予定） 年 月 日

※ 3以降については、国要綱別記2の経営開始資金の交付を受ける場合は、「経営開始資金追加資料」を添付した場合に記入等は不要とする。

3 メールアドレス

--

4 農業を始めようと思った理由

--

5 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を ☐ 借り受けている ☐ 借り受ける見込み		

6 経営開始資金の交付の有無

交付を	☐ 過去に受けていた	☐ 現に受けている
	☐ 受ける見込み	☐ 受けない

7 就農準備資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

交付を	☐ 過去に受けていた	☐ 現に受けている
	☐ 受ける見込み	☐ 受けない

8 過去の研修等の経験

研修先		期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	----	------------------

9 その他

雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	☐ 交付を受けている又は受けたことがある ☐ 交付を受けていない又は受けたことがない
---------------------------------------	---

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等） * 1

別添４：経営を継承する場合は、従事していた期間が５年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添５：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊１

別添６：通帳の写し

別添７：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

＊１ 申請時に経営を開始している場合に限る。

別添 1

収 支 計 画

			事業実施				
			1年(度)目 (年 月～ 年 月)	2年(度)目 (年 月～ 年 月)	3年(度)目 (年 月～ 年 月)	4年(度)目 (年 月～ 年 月)	5年(度)目 (年 月～ 年 月)
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
	その他						
経営開始資金(円)							
収入計(円)① (資金を除く)							

		事業実施				
		1年(度)目 (年 月～ 年 月)	2年(度)目 (年 月～ 年 月)	3年(度)目 (年 月～ 年 月)	4年(度)目 (年 月～ 年 月)	5年(度)目 (年 月～ 年 月)
農 業 経 営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計(円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計(円) ①－②					
------------	--	--	--	--	--

別添 2

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性別	電 話 番 号
氏 名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日		1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械・施設等	機種・施設等名		数量	(単位) 台
	型式名等			
	対象作物等			
	利用（導入） 面積			
	現有機の有無等 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)			
物件取得見込額（税込み）		[1]	(円)	
助成申請額		[2]	(円)	
	うち国庫助成金	[3]	(円)	
	うち都道府県負担額	[4]	(円)	
	うちその他	[5]	(円)	
交付申請者負担額（税込み）		[6]	(円)	

注1： 複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注2： 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注3： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他事業実施主体が必要と認める資料

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種・施設等名		数量	(単位) 台	
	型式名等				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日(※1)		～		(年)
	リース借受日から〇年間(※2)	(年)			
リース物件取得見込額(税抜き)		[1]	(円)		
うちオプション分(税抜き)			(円)		
リース期間終了後の残価設定		[2]	(円)		
リース料助成申請額		[3]	(円)		
うち国庫助成金		[4]	(円)		
うち都道府県負担額		[5]	(円)		
うちその他		[6]	(円)		
リース諸費用(金利・保険料・消費税)		[7]	(円)		
うち税相当分			(円)		
機械利用者負担リース料(税込み)		[8]	(円)		
リース物件保管場所					
リース事業者名					

注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。
注2: リース助成申請額うち国庫助成額は、A、B又はCのいずれか小さい額を記入してください。
A:[1]×(リース期間／法定耐用年数)×1／2以内
B:([1]－[2])×1／2以内
C:[5]×2
注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。
注4: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。
注5: 添付書類は、以下のとおり。
① 販売会社の見積書の写し等(全社分)
② その他事業実施主体が必要と認める資料

第 2－1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

様

藤沢市長

初期投資促進事業計画等の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった初期投資促進事業計画等について、藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき審査をしたところ、適当であると認めたので、承認します。

（事務担当）

経済部農業水産課 農政担当

電話：0 4 6 6－5 0－3 5 3 2

年 月 日

様

藤沢市長

初期投資促進事業計画等の不承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった初期投資促進事業計画等について、藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき審査をしたところ、適当ではないと判断され、不承認となりましたので通知します。

（事務担当）

経済部農業水産課 農政担当

電話：0466－50－3532

第 3 号様式（第 8 条関係）

藤沢市初期投資促進事業補助金交付申請書

年 月 日	
藤沢市長	
住 所 氏 名	
次のとおり藤沢市初期投資促進事業補助金を受けたいので、藤沢市補助金交付規則第 3 条及び藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。	
1 事 業 名	初期投資促進事業
2 事 業 費	
3 交 付 申 請 額	
うち国費助成金	
うち都道府県負担額	
うちその他	
【参考】自己負担	
4 着 手（予定）年月日	年 月 日
5 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
6 添 付 書 類	収支予算書、初期投資促進事業計画等、見積書
7 納税確認に係る同意	藤沢市初期投資促進事業補助金申請に当たり、私に係る次の事項について貴職の権限で調査することに同意します。 (1) 藤沢市市税条例による市税の納付状況 (2) 藤沢市暴力団排除条例 8 条に基づく排除措置の対象でないこと 氏 名

第4号様式（第8条関係）

収支予算書

(収入の部)

[illegible]

※藤沢市からの収入以外の収入があるときは、その収入の負担者、負担方法を摘要欄に記入してください。

(支出の部)

[illegible]

第 5 号様式（第 9 条関係）

藤沢市初期投資事業補助金交付決定等通知書

年 月 日

様

藤沢市長

年 月 日付けで交付申請のあった藤沢市初期投資促進事業補助金については次のとおり決定したので、藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

1 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない						
2 交付金額	百	十	万	千	百	十	円
3 指 示	当該補助金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保管整備しておかなければならない。						

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

事業着手届

年 月 日 藤沢市長 住 所 氏 名 次のとおり届けます。	
1 事 業 名	初期投資促進事業
2 着手年月日	年 月 日
3 添付書類	（着手したことを証する書類を添付してください。）
(事務処理欄)	

事業完了届

年 月 日 藤沢市長 住 所 氏 名 次のとおり届けます。	
1 事 業 名	初期投資促進事業
2 着手年月日	年 月 日
3 完了年月日	年 月 日
4 添付書類	(実績を証する書類を添付してください。)
(事務処理欄)	

第8号様式（第11条関係）

初期投資促進事業実績報告

年 月 日

藤沢市長

住 所
氏 名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。）別記2第6の4、神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和7年7月7日付け農振第1239号）第13の10の（1）及び藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき実績を報告します。

区分	事業に要した 経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
		円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

藤沢市初期投資促進事業補助金請求書

次の金額を請求します。 年 月 日

債権者 住所
商号・名称
氏名

藤沢市長

請求金額											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

品 名	数量	単位	単価	金額
初期投資促進事業				

債権者コード

--	--	--	--	--	--

※債権者コードをお持ちでないときは、指定口座を記載してください。

指 定 口 座

金融機関		本・支店名	
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他	口座番号	
口座名義 (カタカナで記載してください。)			

※請求者(債権者)と口座名義が異なるときは、委任状の添付が必要です。

※債権者の通帳には、支払課の課名等(カナ略称)が印字されますので、市からの振込通知書は省略させていただきます。

点線内は、記入しないでください。

課 名		検収日	年 月 日
管 理 号		検収者	補職名・氏名 印
内 払 数			補職名・氏名 印

第 10 号様式（第 13 条関係）

藤沢市初期投資促進事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

藤沢市長

住 所

氏 名

年 月 日付けで補助金交付決定のあった藤沢市初期投資促進事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により報告します。

1 補助金の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無 有 ・ 無

（2 で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法 一般課税 ・ 簡易課税

（3 で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額（5 から 4 の額を差し引いた額） 金 円

7 添付書類 積算内訳、消費税の確定申告書

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

財産管理台帳

交付対象者名 _____

事業実施 年度		令和 年 度	事業名		初期投資促進事業									
事業の内容			事業実施期間		経費の配分					処分制限期 間		処分の状況		適要
機械・ 施設名	型式等	施 工 箇 所 又は 設置場所	着工 年月 日	完了 （ 取 得 ） 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月 日	承認 年月 日	処分 の 内容	
						国庫 補助金	都道 府県費	市町 村費	その 他					
					円	円	円	円	円					
合計														

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる

第 1 2 号様式（第 1 5 条関係）

災害報告書

年 月 日

藤沢市長

住 所
氏 名

藤沢市初期投資促進事業において実施した次の機械・施設について、天災その他の災害により被害を受けたため、藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により報告します。

- 1 事業内容（機械名、規模等）及び事業費
- 2 被害の程度（破損見積額等）
- 3 災害の概要（例：台風○号によるもの）
- 4 当該施設の保全又は復旧のために採った応急措置
- 5 添付資料（状況写真、平面図等）

第 1 3 号様式（第 1 5 条関係）

増改築等届

年 月 日

藤沢市長

住 所
氏 名

藤沢市初期投資促進事業において実施した次の機械・施設について、移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行うため、藤沢市初期投資促進事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により届け出ます。

- 1 届け出の内容（移転、更新、増築、模様替え等）
- 2 増改築等の理由
- 3 増改築等に係る機械・施設の概要（規模、事業費、取得年月日等）
- 4 増改築等の概要（事業費、着工予定時期、効果等）
- 5 添付資料（建物平面図、側面図、増築配置図等）